

平成 24 年第 3 回定例会・一般質問

平成 24 年 6 月 29 日（金）

1. 重症心身障がい児者の支援について

質問：太田

まず、重症心身障がい児者の支援についてお尋ねします。

今年 1 月、重症心身障がい児・者の家族の会「なでしこ会」が岐阜県と地方独立行政法人・岐阜県総合医療センターに対して要望書を提出しました。私もこの要望に立ち合いました。内容は次のようなものです。

「岐阜県総合医療センターに整備予定の新病棟に、重症心身障がい児者を対象とした短期入所を、空床利用でなく 2 床設置を要望します」

「短期入所報酬に、入院診療報酬とほぼ同額の上乗せの補助金を要望します」などです。

介護でもそうですが、終日、目を離すことの出来ない要看護・要介護の人を支えるレスパイトケア仕組みづくりが求められています。重症心身障がい児者の短期入所についても同様です。前回の議会で山本議員からもご質問がありました。私も一昨年末の一般質問で触れており改めてとなりますが、重い障がいがある重症心身障がい児者の場合、寝たきりの状態で、人口呼吸器や食事を摂るための栄養チューブを装着しているケースが多く、痰の吸引や体位変換などで家族にとって精神的にも肉体的にも負担は少なくありません。

県では今年度当初予算にも「重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業費補助金」として、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の短期入所、日中一時支援を新たに実施、または受け入れの増を図る医療機関・福祉施設に対し、医療機器等の購入および設備改修の経費に対し助成する事業費を計上しています。受け入れることが出来るための部屋や浴槽の整備、専用の医療機器の購入などに充てるものとして、補助額は施設一か所あたり最高 500 万円ということです。重症心身障がい児者の短期入所を受け入れることが出来る医療施設・福祉施設を地域につくり拠点とすることが狙いと思います。

整備は望ましいことですが、家族のご意見をお聞きすると、まだ課題はありそうです。短期入所で預けるとしたら重症心身障がい児者それぞれをよく知った医療・福祉のスタッフがいる施設を選びたいのです。「それぞれの障がいの箇所や程度、容態をよく知った医療・福祉のスタッフでないと信頼して任せることが出来ない」、「通い慣れていない施設では心配で預けられない」、という声を

聞きます。つまり短期入所施設には専門性の高い、よく知った医師や看護師などのスタッフが必要というのです。

埼玉県では、特に医療機関に短期入所を受け入れてもらうために、三年前から医療機関に対する補助金の制度を設けました。重症心身障がい児者を受け入れた場合、ベッド1床当たりの短期入所報酬は、通常の患者を受け入れる診療報酬よりも1万8000円から2万4000円低くなります。そこで2万円を上限に、差額分を医療機関に対して上乘せ支給するという制度です。これを受けて埼玉県川口市の済生会川口総合病院で、医療機関としての短期入所を受け入れています。冒頭挙げた要望の二項目目がこれに該当します。

また私は短期入所の受け入れ施設で求められるものとして、信頼できる人の手当ても必要だと考えます。先に挙げた今年度事業では医療機器や施設の整備に補助をしていますが、この分野に慣れた看護師や福祉施設のスタッフを確保すること、あるいは研修をするための取り組みや場合によっては補助も必要であると思います。

そして、これは提案ですが、重症心身障がい児者の療育に関して、医療で実施されている地域連携クリティカルパスのようなものを取り入れてはいかがでしょうか。地域連携クリティカルパスは、一般的には患者が発症して、治療し、リハビリまで切れ目のない治療を受けるための診療計画表を指し、中核病院からかかりつけ医、介護施設までも含む共通のものとなります。重症心身障がい児者も、岐阜県総合医療センターや国立病院機構長良医療センターのような中核となる施設と、短期入所や日常の診療を担当してもらう地域の医療機関、福祉施設などの連携をより強め、再整備が予定されている県立希望が丘学園に作られる短期入所受け入れネットワークの事務局とつなげて切れ目のない支援が受けられることが出来ると望ましいと思います。

そこで健康福祉部長にお尋ねします。

- (1) 家族の会が要望している短期入所の導入について、地域の医療機関・福祉施設での受け入れをする施設の状況は現時点でどうなっているのでしょうか。また課題については、どう考えているのでしょうか。
- (2) また医療機関における短期入所受け入れについて、病床あたりの補助はどう考えていますか。
- (3) そして短期入所を受け入れる施設に対する補助を、担当するスタッフの確保や研修、つまり人的な支援にあてる考え方はおありでしょうか。

答弁：健康福祉部長

(1) 短期入所の受け入れをする施設の状況と課題について

重症心身障がい児者の支援について、3点、ご質問いただきました。はじめに、短期入所の受け入れをする施設の状況と課題についてお答えいたします。

重症心身障害児者の短期入所の受け入れが可能な施設は、本年4月1日現在、医療機関が10箇所、福祉施設が31箇所あり、このうち、平成23年度において実際に受け入れを行ったのは医療機関7箇所、福祉施設29箇所となっております。

受け入れが進まない課題として、夜勤の看護職員の確保が困難であることや重症心身障害児者の介護にあたる職員の経験不足、新たに短期入所を受け入れるための施設・設備が整っていないこと、医療機関にとっては診療報酬に比べて障害福祉サービスの介護給付費の単価が低く、採算を取ることが困難なことなどが挙げられます。

このため、県は今年度、短期入所の受入拡大に向けて、施設・設備の整備への補助制度を設けるとともに、直接処遇を行う職員等を対象に専門性の向上を目的とした研修を行うなど、新たな対策に取り組んでおります。

あわせて、受け入れ拡大に向けて、医療機関等に個別に依頼するとともに医師会等の団体に協力を求めていくなど、各方面への働きかけを行っており、現在、いくつかの医療機関等から、新規指定や拡充に向けた協議を行っているところであります。

(2) 短期入所受け入れに対する病床あたりの補助について

次に、短期入所受け入れに対する病床あたりの補助についてお答えします。

重症心身障害児者の短期入所受入れ拡大に向けての課題の一つとして、医療機関においては診療報酬に比べてサービス提供の報酬が低いため、採算がとりにくいことがあり、その差額を補助する制度は、課題の解決に向けた一つの方策であると考えております。

県としては、報酬の適正な単価設定を引き続き国に要望してまいります。利用者のご家族や、医療機関、福祉施設などサービス提供事業者のご意見を伺いながら、効果的な支援のあり方について検討を進めてまいります。

(3) 短期入所受け入れのための施設整備補助を人材の確保、育成への補助に充てることについて

最後に、短期入所受け入れのための施設整備補助を人材の確保、育成への補助に充てることについてお答えします。

今年度創設した、医療機関、福祉施設に対する基購轄備補助制度は、短期入所を受け入れるための部屋の改修や医療機器の購入を支援するために設けた制度であり、看護、介護人材の確保、育成に充てることはできませんが、医療機関等の参入を促すためには必要な制度であると考えております。

人材の育成に向けた支援といたしましては、先ほども申しあげました研修事業を行ってまいりますが、人件費につきましては、まずは、国においてサービス提供の報酬単価に適切に反映されることが重要であると考えておりますが、さらに診療報酬との差額の支援について、今後検討してまいりたいと考えております。

2. 24時間訪問サービスについて

質問：太田

続いて、今年4月から全国で導入された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についてお尋ねします。長い名称なので質問のなかでは通称の「24時間訪問サービス」と言い換えます。

厚生労働省では、このサービスを日中、夜間、深夜、早朝と時間を問わず、介護サービス・看護サービスが連携して「短時間の定期訪問」「随時の対応」を適宜組み合わせ、利用者に「必要な時に」「必要なサービスを必要なだけ」提供できるシステムとしています。国は、事業費のかかる特養などの施設整備から在宅を重視する方向にシフトしているようで、お年寄りの在宅ケアの切り札として、このサービスは注目されています。その一方で、訪問介護の関係者からは様々な課題が挙げられています。

まず、24時間訪問サービスに対応出来る人材の確保です。

夜間、緊急対応の際に、女性が就くことが多いヘルパーにかかる精神的・肉体的負担をどう解決するか。包括で定額のサービスということはヘルパーも固定給ということになり、夜間・随時を考慮した報酬の提供は難しく、ただでさえ厳しい勤務の割に低賃金とされるヘルパーの雇用環境が改善出来ないのではないのでしょうか。

また認知症患者への対応も課題になります。24時間訪問サービスは、単身の認知症患者に対しては食事や清潔に保つケアなど効果は大きいとみられます。しかし時間帯によって異なるヘルパーによる、短い時間だけ滞在する巡回型のケアでは患者に「なじみの関係」を作ってもらうのは簡単ではありません。医療機関との連携、ヘルパー同士の情報共有・意思疎通などが求められます。

続いて事業者側の課題です。24時間訪問サービスの中心的利用者は在宅の重度要介護者と想定されています。しかし、そうした人は特別養護老人ホームや有料老人ホームを既に利用しているケースが多く、訪問介護を受ける人は比較するとみられています。十分な介護報酬を確保できるのか、事業者として採算がとれるか問題です。また24時間訪問サービスは対象となる要介護者が集まっている都市部では効率的に運営が出来ますが、郊外や地方、山間へき地などでは巡回の効率が悪くなります。県内でも山間部など人口が希薄な地域で事業者の参入が進むのか疑問が持たれます。

そして利用者側の課題も挙げられます。24時間、随時対応の訪問サービスは要介護者にとって大きなメリットです。しかしちょっとした家事の手伝いを求めるためにヘルパーを呼ぶことが心配されます。訪問介護のなかで食膳の上

げ下ろしや掃除などが簡単に求められるようになり、モチベーションの低下・消耗にもつながることが指摘されます。

24時間訪問サービスには以上のような課題が考えられます。ヘルパーの雇用面、財政への影響などを考えると、導入にあたっては利用者にも事業者にも意識改革を求める行政の取り組みが求められると思います。

そこで注目されるのが一昨年度から岐阜県内でモデル事業として取り組まれている「短時間巡回訪問介護サービス」の経験です。その基本方針は過大なサービス要求に対応するのではなく、必要な時に必要なケアをするケアミニマムという考え方です。そして24時間訪問サービスで盛り込まれている随時の対応についても、思いついた時にコールをするのではなく、発熱や転倒時の場合に限って緊急にコールをして対応するものです。岐阜県内で新たな24時間訪問サービスを導入するにあたって、この経験が活かされることが望まれます。

そこで健康福祉部長にお尋ねします。

- (1) これまでモデル事業として実施された短時間巡回訪問介護サービスについて、検証結果をどのように捉えているのでしょうか。
- (2) そして新たな定期巡回・随時対応型訪問介護＝24時間訪問サービスについて、モデル事業実施の経験からどのように考えているか。
- (3) 最後に、導入にあたって、ヘルパーへの負担、事業者がいるかどうか、利用者の啓発など、考え得る課題にどう対応してゆくのでしょうか。

答弁：健康福祉部長

(1) 県モデル事業の検証結果について

24 時間訪問サービスについて、3 点、ご質問いただきました。

はじめに、県モデル事業の検証結果についてお答えします。平成 22 年度と 23 年度に実施した県モデル事業は、介護保険の対象外であった身体介護 20 分未満の短時間訪問介護サービスに対して、その人件費等を負担したものです。

利用者本人やその家族からは「1 日に何回も訪問してもらえて良かった、訪問してもらえるだけで安心した」、訪問介護事業所からは「訪問時間が短いため効率的に巡回できた」、ヘルパーからは「同じケアを何回も行うため介護技術向上につながった」という声をいただき、短い時間でも 1 日に数回訪問する方がより効果があるものと認識することができました。

一方で、重度の認知症など常時見守りが必要な症状がある場合や、都市部に比べ移動に時間がかかる山間部では導入が難しいという面も明らかになりましたが、効率的、効果的な訪問介護を実施する上で有効な施策であったととらえております。

(2) 県モデル事業の経験を踏まえた 24 時間訪問サービスの評価について

次に、県モデル事業の経験を踏まえた 24 時間訪問サービスの評価についてお答えします。

24 時間訪問サービスについては、1 日に数回短時間の訪問介護を行う点は県モデル事業と同様に有効であると考えますが、その実施に向けての課題として「月単位の定額報酬であるため訪問回数が多いほど採算割れになる恐れがある」ことや、「24 時間いつでもコールを受け付けるオペレーターを設置するのが難しい」こと、「オペレーターの資格要件が厳しい」ことなどが明らかになっており、サービス実施にあたっての大きな支障になっているものと考えております。

県モデル事業の経験から見ますと、オペレーター設置の問題については、昼間のケアをしっかりと行えば夜間のコールはほとんどなく、緊急時の連絡体制さえとられていれば 24 時間体制のオペレーターを設置する必要性は低いと考えており、オペレーターに関する要件緩和が望ましいと考えております。

(3) 今後の対応について

最後に、今後の対応についてお答えします。

24 時間訪問サービスの導入にあたっては、先ほどお答えしましたように、解決が容易でない課題があります。

県モデル事業を実施してきた事業者からは、今年度から新たに介護保険の対象となった身体介護 20 分未満のサービスを活用する方が、24 時間対応であってもオペレーターの設置までは求められていないため実施しやすいという声があることから、まずは身体介護 20 分未満のサービスを活用した短時間巡回型の訪問介護の普及に取り組み、併せて、24 時間訪問サービスに関する課題の解決に向け、関係者の意見をお聞きしながら、必要に応じてその要件緩和等を国に働きかけてまいります。

3 シルバー人材センターについて

質問：太田

続いてシルバー人材センターについてお尋ねします。

庭木の剪定などを各市町村にあるシルバー人材センターを利用される方は多いと思います。改めて述べますと、シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた公益法人・一般法人で、働く意欲と労働能力のある高齢者に仕事を与え、収入を得るだけでなく生きがいや社会への参加を進めるといった目的がある、ということです。

いま、なぜ、こうした質問をするかと言いますと、社会の変化から、シルバー人材センターの在り方が転機を迎えていると思うからです。

シルバー人材センターの受ける仕事は、全国では一昨年度が過去最高でおよそ346万件、一般企業から受ける仕事は減り、近年は7割が個人や家庭から受ける仕事であるということです。契約金額は減少傾向で、一昨年はおよそ3066億円、これも一般企業の契約額は大幅に減り、個人や家庭からのものが増えています。仕事の小口化が進んでいます。一般企業からの仕事の場合、事務や施設管理、集金や検針、チラシ配りや清掃など、個人や家庭からの仕事では清掃や除草、庭木の剪定、家事や家庭内の軽作業などがあります。

県内では40の市町村シルバー人材センターがあり、これらを取りまとめる岐阜県シルバー人材センター連合会があります。各都道府県はシルバー人材センター連合会に対して補助金を出しています。岐阜県の場合、昨年度は769万8000円を事務職員の人件費や管理費などとして補助をしていますが、平成22年度にそれまでの県の補助金は4割ほどカットされました。これを受けて岐阜県シルバー人材センター連合会では事務職員の削減や給与の引き下げなどで対応しています。

一方、仕事の受注の面でも変化が起きつつあります。シルバー人材センターの受ける仕事の大きいものには公共施設の管理があります。公園や駐車場などの指定管理者として契約をする例がありますが、入札時に、企業との価格競争で負けるケースがあるそうです。例えば岐阜市では自転車置き場の管理業務の入札で民間企業に競い負けてしまった事例がありました。行政としても指定管理料を安くしたい、民間企業も利益が少なくてもとにかく指定管理の実績を上げたいというなかで、厳しい状況に直面しています。

また、これはこれから起きると予想される問題です。最近、有志のグループでお年寄りの巡回訪問や簡単な家事の手伝い、買い物の手伝いなどを行い、地域で支えあいの輪をつくらうという取り組みが生まれています。このために「N

POを作ってそうした取り組みをしたい」という相談を私もしばしば受けます。これも既存のシルバー人材センターと競合する可能性があります。それぞれが志の高い、よい取り組みなのですが、競合するのではなく、どこかで誰かが交通整理をする必要が出てくるように思われます。

そこで提案なのですが、NPOなどで地域の支えあいの取り組みをはじめるとあって、シルバー人材センターに関わってもらうことはいかがでしょうか。（実際に簡単な作業をやってもらうことだけでなく、事務的な機能についても関わることは出来ると思います。）

シルバー人材センターには、福祉の役割が挙げられます。社会参加や生きがいづくりだけでなく、年金で暮らすお年寄りにとってはシルバー人材センターの仕事で得られるお金を家計の財源の足しとしている人が多くいます。県としても、シルバー人材センターの転機に適切な対応をしてゆく必要があるのではと思います。

そこで商工労働部長にお尋ねします。

- (1) シルバー人材センター連合会に対する補助の在り方の今後、どのように考えているのでしょうか。
また補助の一方で、運営の効率化にはどうお考えでしょうか。
- (2) またシルバー人材センターが、地域の支えあい活動に関わることについて、どのように考えていますでしょうか。

答弁：商工労働部長

(1) 連合会への補助と運営の合理化について

岐阜県シルバー人材センター連合会への補助と運営の合理化について、お答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢化が進む中で、高齢者に就業の機会を提供するとともに、職業能力開発などにも取り組み、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに多大な貢献をいただいております。

こうした観点から、県としましては、シルバー人材センター事業の効率的な運営と発展を促進するため、県内40のシルバー人材センターの統括組織である「岐阜県シルバー人材センター連合会」に対して補助を行ってきたところであり、今後も引き続き、同様の支援を継続することができるよう努めてまいります。

また、シルバー人材センター連合会の運営につきましては、毎年度、事業報告書及び収支決算書の提出を受け、定期的に運営状況の検査を行い、健全性の確認を行っております。県としましては、効率的な運営に向けて、引き続き不断の努力を行っていただく必要があると考えており、必要に応じて助言・指導を行ってまいります。

(2) 地域の支えあい活動への関与について

次に、シルバー人材センターの地域の支えあい活動への関与についてお答えいたします。

県内のシルバー人材センターが、高齢者に対して提供している業務の中には、一般家庭の食事の準備や掃除など、地域の支えあい活動の一部となるものも含まれており、今後も高齢化の進展に伴い、同様の業務が増加していくものと考えられます。

各センターがどのような事業を実施するかは、基本的にはそれぞれの自主的な判断に委ねられるべきものでございますが、シルバー人材センターがNPOなどと連携して、地域の支えあい活動の取り組みを進めることは、地域福祉増進の観点からも望ましいことと考えております。

4. 利活用未定の県有資産について

質問：太田

最後に、利活用が未定の県有資産についてお尋ねします。ともに岐阜市内にあって、既に利用を休止している未来会館と、今年度いっぱいに入居している機関や団体が移転する岐阜総合庁舎について触れます。

先月、売却先や貸付先を募っていた県民文化ホール未来会館の申し込みがなかったことが明らかになりました。この問題については先日の特別委員会でも議論が行われましたので、経緯等は省きますが、文化施設としての機能を維持することを前提に、指定管理や賃貸となる業者の公募をしましたものの、結局、二回にわたる公募では決まらなかったということです。

休止から一年三ヶ月、使用もせず、手をかける機会も少ない施設は痛みも出てきます。使わずに管理するだけでも今年度は1000万円を越える経費を計上しています。

先日の特別委員会でも指摘されましたが、未来会館はぎふ清流国体・清流大会のメイン会場のすぐ向かいにあり、来県する多くの選手、応援団、来賓の目に付きやすく、賑わしい行事の行われるすぐ向かいに閉鎖されている大型公共施設があるというのは残念なことです。

また特別委員会では、県の機関や関連団体の入居先として、未来会館を県が自前で利用することも検討するとも表明されました。岐阜市内の県の現地機関や外郭団体・関連団体については岐阜総合庁舎の廃止方針を受け、ふれあい福寿会館に入居しているところも玉突き的に移転するところがあり今年度既に大垣市内や美濃市内に移転しました。未来会館の活用策の公募が並行して進められていたとは言え、もっと長期的、かつ広い視野でこれら機関・団体の再配置を考えればよかったのでは、と言わざるを得ません。

それはともかくとしても、これから未来会館をどうしてゆくのか、はっきりと方向性を示す必要があると思います。

次に岐阜総合庁舎ですが、建物の老朽化や耐震性の問題から、入居している岐阜振興局や岐阜土木事務所をはじめ県の出先機関及び関連団体は今年度中に全て移転することになっています。以前から県では、岐阜総合庁舎の本館正面部分は大正年間に建築された当初の様式を残し歴史的・文化的な価値が高いとして保存する方向で検討するとしています。去年の県議会で当会派の渡辺県議の質問に対するご答弁では「保存する建物の範囲を具体化するための技術的な調査を、昨年度中をめどに実施したい」ということでした。

隣接する旧岐阜大学医学部附属病院跡地では岐阜市の中央図書館「メディアコスモス」の整備方針も固まりました。一方で大学の研究者などで行く岐阜総合庁舎の建物の保存活用を考えるグループ「イカス（旧）岐阜県庁舎の会」では活用方法を市民で考えるワークショップを開いたり、関心を高めてもらうために庁舎正面などを会場にしたイベントを開催したりしています。また去年秋、岐阜市内で、まちの魅力と地域の人たちとの交流を楽しむ一連のイベント「長良川おんぱく」が開催され好評を博しました。そのなかの一つのイベントとして「ぎふレトロ建築巡り」として岐阜総合庁舎もその訪問地点となりました。

歴史的な価値、文化的な価値について、県としても明確にしてアピールすることは、保存・利活用に対する県民の皆様の理解を深めるためにも必要です。

そこで総務部長にお尋ねします。

- (1) 二度の公募で決まらなかった県民文化ホール未来会館の利活用ですが、今後どのように進めてゆこうとお考えでしょうか。県が自前で利活用する場合、文化的な利用とするか、行政機関として事務所的な利用をするのか、それとも民間活用も併せた複合的なものになるのか、お考えをお示してください。
- (2) 次に、岐阜総合庁舎の正面南側についてですが、昨年度行った技術的調査ではどのような結果が得られたのでしょうか。
その一方で保存や利活用に対して理解を求めるためにも、県として歴史的・文化的な評価についても明確にする必要があると思いますが、この点でどのように考えているのでしょうか。
そして保存・利活用に必要な地元・岐阜市との連携は今後どのような手順で進めるお考えなのでしょうか。

答弁：総務部長

(1) 未来会館の利活用の今後の進め方について

はじめに、未来会館の利活用の今後の進め方についてお答えいたします。
ご指摘ありましたように、未来会館につきましては、二度にわたって利活用の募集を行いました。採択までには至りませんでした。

他方で、県施設には老朽化している建物が多く、今後建て替えを検討していかなければならないものもございます。このような建物の代替として活用することで、全体として費用を軽減できる可能性もございます。

昨日も申し上げましたが、現在、県施設としてどのような形で利用することができるのかという点も含めまして、さまざまな選択肢を精査しているところでございます。県民の皆さまのご要望、ご意見にも耳を傾けながら、早急に検討を進めたいと考えております。

(2) 岐阜総合庁舎の保存、活用について

次に、岐阜総合庁舎に関するご質問について、お答えいたします。

昨年度において、大正 13 年の建築当時の状態をよく維持しております。本館棟南側部分を保存する方向で、耐震診断、コンクリート強度試験を実施いたしました。その結果、耐震性に問題はあるものの、建物全体を保存する場合と比較して、強度に変化がなく、保存範囲は技術的に問題がないことが確認できました。このため、来年度には、建物の一部保存・解体工事を実施することを予定し、現在、準備を進めているところでございます。

保存した建物を本格的に活用していくためには、その後に、活用方法を踏まえた耐震補強や改修工事を行う必要がございます。今後、保存した建物をどのような形で活用することができるのか、隣接地の整備を進めております岐阜市との連携も含めて、検討してまいります。

また、活用策の検討にあたりましては、建物の歴史的、文化的価値についての、専門分野の方々のご意見も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。